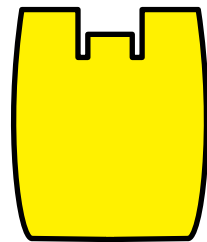


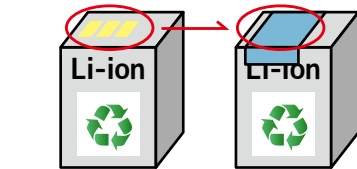
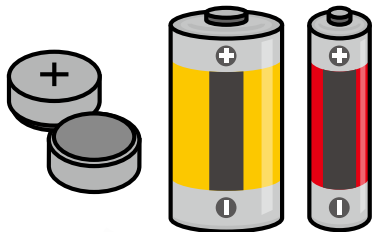
有害ごみ 年4回



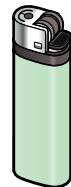
●指定袋は「**黄色の袋**」です。

●**収集当日の朝8時まで**に決められた場所に出しましょう。

乾電池・ボタン型電池・小型充電式電池・充電式電池が取外せない小型の家電 ライター類



※小型充電式電池は、テープ等で金属部分を巻いて絶縁してください。



※必ず使い切るか、ガス抜きをする。

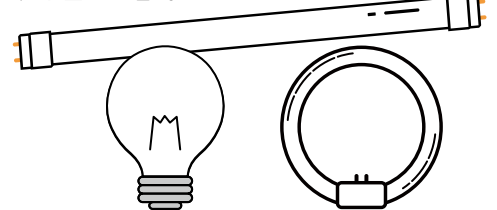
体温計・温度計
(水銀入りのもの)



鏡



蛍光管・電球



※電子体温計は、リサイクルする物(小型家電類)です。

※割れている場合は必ず紙に包み、指定袋に「危険」と明記してください。

※指定袋からはみ出しても構わないので、割らなくなるべく購入時のケースに入れてください。

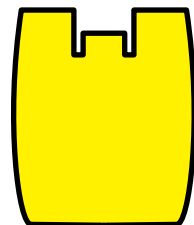
電池

蛍光管・電球

体温計

鏡

ライター

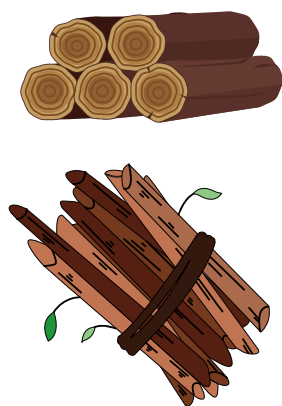


※「電池類」、「蛍光管・電球」、「体温計等」、「鏡」、「ライター類」を同じ指定袋で出す場合は、それぞれを透明な小袋に入れてから黄色い指定袋に入れてください。

収集日		収集区域 ※収集場所が基準
4月 7月 10月 1月	第1水	下野町（竹原西小学校区）、吉名町、 田万里町、仁賀町、西野町、新庄町（正部以外）、東野町、 忠海長浜一丁目・三丁目、 忠海床浦一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 忠海中町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 忠海東町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目
	第3水	竹原町、下野町（中通小学校区）、 中央一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、 塩町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 本町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、 田ノ浦一丁目・二丁目・三丁目、 港町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目、 新庄町（正部のみ）、小梨町、高崎町、福田町

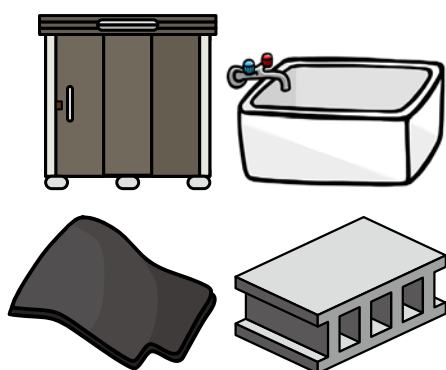
こんな時は

伐採した庭木（枝、幹、根）の処分方法は？



ごみステーションに出す場合	直径が 8 cm未満 、長さ 50 cm未満 に切断して黄色い指定袋に入れてください。（1か所のごみステーションにつき10袋まで）
直接搬入又は粗大ごみとして出す場合（50 cm以上のとき）	直径が 20 cm未満 の場合は、長さ 150 cm未満 に切断してください。
	直径が 20 cm以上 の場合は、長さ 30 cm未満 に切断してください。
直接搬入する場合（50 cm未満のとき）	黄色い指定袋に入れてください。
	指定袋に入れない場合は、重量に応じた手数料を支払ってください。（120 円／20kg）

自宅の一部や物置を解体した際の処分方法は？



自らが解体した場合に限り、ごみ処理施設（広島中央エコパーク）へ直接搬入することができます。ただし、**事前に竹原市の確認を受ける必要があります。**この確認がないとごみ処理施設も**受け入れを行いません。**事前に竹原市へお問い合わせください。また、1日に搬入できる量、品目に限度があります。→P.19 を参照

延長コードやホース等、長さがあるものの処分方法は？



長いままとごみ収集車内部で絡まってしまい、車が故障する可能性があるため、必ず**50 cm未満に切断**してから、「もやせる物」に分別してください。

引っ越しや家の大掃除、草刈り等に伴って多量のごみが出た場合は？



一時的に多量に出るごみについては、通常のごみ収集に支障をきたすため、**ごみステーションに出すことはできません。**事前に竹原市の確認を受けたうえで、直接ごみ処理施設に搬入、または竹原市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。（**有料**）→P.34 を参照